No.２３

議案第２７号及び議案第２８号の参考資料

新　旧　対　照　表

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第２７号	熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表	企　画　課	1
第２８号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職　員　課	2

議案第２７号の参考資料

熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市副市長定数条例（平成１８年条例第１９１号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６１条第２項の規定により、副市長の定数は、<u>２人</u>とする。	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６１条第２項の規定により、副市長の定数は、<u>１人</u>とする。

議案第２８号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（退職手当の支払） 第２条の３　（略） ２　（略） ３　次条、第６条、第６条の２及び第８条の５の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第１３条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して１月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 （特別職の職員の退職手当） 第６条　（略） （特別職の職員の退職手当に係る特例） 第６条の２　次の各号に掲げる者が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職（定年による退職を除く。）し、引き続いて前条第１項第２号の職員（以下この条において「第２号特別職職員」という。）となった場合には、当該各号に定める在職期間は、その者の第２号特別職職員としての在職期間に通算する。 ⑴　国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条第１項に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）　その者の同法の規定による引き続いた在職期間 ⑵　職員以外の地方公務員で、職員に相当するもの（以下「職員以外の地方公務員」という。）　その者のこの条例に相当する規程による引き続いた在職期間 ⑶　任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員又は職員	（退職手当の支払） 第２条の３　（略） ２　（略） ３　次条、第６条及び第８条の５の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第１３条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して１月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 （特別職の職員の退職手当） 第６条　（略）

改　正　案	現　行
以外の地方公務員から引き続いて一般職の職員となった者（第３項第３号において「通算職員」という。）　その者のこの条例の規定による引き続いた在職期間 ２　前項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて第２号特別職職員となったときは、第２条第１項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。この場合において、先の第２号特別職職員としての在職期間は、後の第２号特別職職員としての在職期間に通算する。 ３　前２項の規定の適用を受けた者が退職した場合における第２号特別職職員に対する退職手当の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。 ⑴　その者の最終の退職に係る第２号特別職職員（以下この項において「最終の職」という。）としての在職期間について、前条第１項の規定により算定して得た額 ⑵　その者の前号の在職期間以外の第２号特別職職員としてのそれぞれの在職期間について、その者が最終の職を退職した日における当該第２号特別職職員の給料月額を基礎として、それぞれ前条第１項の規定を準用して算定して得た額の合計額 ⑶　その者の第２号特別職職員としての在職期間に通算された第１項各号に定める在職期間について、その者が国家公務員、職員以外の地方公務員又は通算職員としての退職の日に受けていた職務の級の号俸又は号給（職務の級の最高の号俸又は号給を超える俸給月額又は給料月額を受けていた者にあっては、当該俸給月額又は給料月額。以下この号において同じ。）に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸又は号	

改　正　案	現　行
給の額を基礎として、一般職の職員の例により算定して得た額 ４　第１項又は第２項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて国家公務員又は職員以外の地方公務員となったときは、第２条第１項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。	
（勤続期間の計算） 第９条　（略） ２～４　（略） ５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第４８条第２項又は第５１条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数	（勤続期間の計算） 第９条　（略） ２～４　（略） ５　第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第４８条第２項又は第５１条第２項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場

改　正　案	現　行
に１２を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 ⑴～⑺　（略） ６～９　（略）	合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に１２を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 ⑴～⑺　（略） ６～９　（略）